

【令和 5 年度】

居宅サービス事業者等及び介護予防・日常生活支援総合事業者向け 新規指定に関する手引き

【目次】

1. 申請にあたっての留意事項
2. 申請対象サービス
3. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の「簡易な申請」について
4. 市外事業所の豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の申請について
5. 指定申請手数料
6. 指定申請スケジュール等について
 - (1) スケジュール
 - (2) 予約から指定までの流れ
 - (3) キャンセル待ちのルール
7. 通所介護等事業者の事前協議スケジュール等について
 - (1) スケジュール
 - (2) 事前協議予約から指定までの流れ

1. 申請にあたっての留意事項

- 申請者は法人でなければなりません。
- 法人の定款及び登記の目的欄には、申請する事業に関する記載が必要です。
記載例：介護保険法に基づく居宅サービス事業
介護保険法に基づく居宅介護支援事業
介護保険法に基づく介護予防サービス事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業／介護保険法に基づく第 1 号事業 など
- 介護保険事業者等の指定を受けるためには、介護保険法を遵守したうえで豊中市の条例及び要綱に定める基準を満たす必要があります。サービスごとの条例及び要綱は以下のリンクよりご確認ください。
<指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定居宅介護支援の条例>
https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_taikei/r_taikei_04_10.html
<豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の各種要綱>
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/sougoujigyou.html#cms247ED
- 消防法や建築基準法など、各種関係法令にも適合していなければなりませんので、申請法人等で適切にご確認ください。
- 指定申請には事前の予約が必要です。予約受付期間内であっても、受付件数が上限に達した場合は予約を締め切ることがありますのでご注意ください。
- 通所介護の申請にあたっては、申請予約より前に事前協議の手続きを終了させてください。
- 指定に際しては、保険者・指定権者の判断や考え方等がありますので、事前協議や新規申請時には適切なお対応をお願いします。

2. 申請の対象サービス

本手引きに沿って申請が可能なサービスは下表のとおりです。

(地域密着型サービス及び施設サービスの申請は別の手続きとなりますのでご注意ください。)

●介護保険サービス

- ・居宅介護支援
- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ・訪問看護・介護予防訪問看護 (※1)
- ・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (※1)
- ・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (※1)
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (※1、※2)
- ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (※3)
- ・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (※3)
- ・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

●総合事業(介護予防・日常生活支援サービス)

- ・訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービスA
- ・通所介護相当サービス
- ・通所型サービスA

※1 医療機関等において当該サービスの「みなし指定」を受ける場合、豊中市への指定申請は不要です。

ただし、サービスを実施する際は、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の基準を満たしている必要があります。

また、各種加算を算定する際は、算定要件を満たしたうえで別途届出が必要です。

※2 通所リハビリテーションを実施し介護給付費の算定を行うためには、事前に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び添付書類をご提出いただく必要があります。詳細は市ホームページ「[通所リハビリテーション 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)」からご確認ください。

※3 短期入所生活介護(介護予防含む)及び特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の申請をお考えの方は、一度担当窓口までお問合せください。

3. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の「簡易な申請」について

下記の要件に該当する場合は、「簡易な申請」手続きにより指定申請を行うことが可能です。
市ホームページより、該当の総合事業サービスページ内の「簡易な申請」をご確認ください。
なお、下記に該当しない場合は、通常の申請手続きで事業所の指定を受ける必要があります。

<「簡易な申請」の対象となる事業者>

- A. 既に豊中市内で訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護の指定を受けている事業所で、総合事業(従前相当サービス及びサービスA(基準緩和サービス))の指定申請を行う事業者
- B. 訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の新規指定申請をする事業所で、合わせて総合事業(従前相当サービス及びサービスA(基準緩和サービス))の指定申請を行う事業者
- C. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護(又は通所介護)相当サービスもしくは訪問型(又は通所型)サービスAのいずれかの指定を既に受けた事業所で、指定後にもう一方のサービスの指定申請を行う事業者

4. 市外事業所の豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の申請について

「簡易な申請」の対象にはならず、通常の申請手続きが必要となります。ただし、本体事業所所在地の指定権者が一定の指定基準を確認済であるという観点から、申請に必要な書類を一部削減して受付します。詳細は下記リンク先をご確認ください。

市ホームページ: [市外事業所向けの手続きのご案内 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)

5. 指定申請手数料

新規指定の申請にあたっては、豊中市介護保険条例に基づき、下記の指定申請手数料が必要となります。

指定居宅介護支援事業者	1 件につき 30,000 円	
指定居宅サービス事業者	1 件につき 30,000 円	居宅サービスと 介護予防サービスの 同時申請 35,000 円
指定介護予防サービス事業者	1 件につき 30,000 円	
介護予防・日常生活支援総合事業	手数料納付の必要はありません。	

※同時に申請される場合であっても、サービスごとに手数料が必要となります。

※「みなし指定」については、手数料納付の必要はありません。

※短期入所生活介護(介護予防含む)については、単独型・併設型・空床型の種別を問いません。

6. 指定申請スケジュール等について

(1)スケジュール

- 事業開始日ごとの申請に関するスケジュールは下表のとおりです。(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く) 下記に示す期間以外での予約受付等を行いません。
- 申請の事前予約は**先着順**に受付します。電話または窓口来庁にてご予約下さい。
- 予約受付期間内であっても、予約件数が上限に達した場合は予約を締め切ることがあります。締切情報については、市ホームページをご確認いただくか、担当窓口へお問い合わせください。
- 早期に予約を締め切る場合はキャンセル待ちを受け付けます。「[6. \(3\)キャンセル待ちのルール](#)」をご確認ください。
- 下記に示す期間等は予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。

事業開始日 (指定日)	予約受付期間	書類提出締切 (必着)	補正期間
令和5年4月1日	令和5年1月4日～ 令和5年2月15日	令和5年2月20日	令和5年2月21日～ 令和5年3月10日
令和5年5月1日	令和5年2月1日～ 令和5年3月15日	令和5年3月20日	令和5年3月22日～ 令和5年4月10日
令和5年6月1日	令和5年3月1日～ 令和5年4月14日	令和5年4月20日	令和5年4月21日～ 令和5年5月10日
令和5年7月1日	令和5年4月3日～ 令和5年5月15日	令和5年5月19日	令和5年5月22日～ 令和5年6月9日
令和5年8月1日	令和5年5月1日～ 令和5年6月15日	令和5年6月20日	令和5年6月21日～ 令和5年7月10日
令和5年9月1日	令和5年6月1日～ 令和5年7月14日	令和5年7月20日	令和5年7月21日～ 令和5年8月10日
令和5年10月1日	令和5年7月3日～ 令和5年8月15日	令和5年8月21日	令和5年8月22日～ 令和5年9月11日
令和5年11月1日	令和5年8月1日～ 令和5年9月15日	令和5年9月20日	令和5年9月21日～ 令和5年10月10日
令和5年12月1日	令和5年9月1日～ 令和5年10月13日	令和5年10月20日	令和5年10月23日～ 令和5年11月10日
令和6年1月1日	令和5年10月2日～ 令和5年11月15日	令和5年11月20日	令和5年11月21日～ 令和5年12月11日
令和6年2月1日	令和5年11月1日～ 令和5年12月15日	令和5年12月20日	令和5年12月21日～ 令和6年1月10日
令和6年3月1日※	令和5年12月1日～ 令和6年1月15日	令和6年1月19日	令和6年1月23日～ 令和6年2月13日

※令和6年度は介護保険制度・報酬改定が予定されておりますので、予約受付期間等を変更する可能性があります。

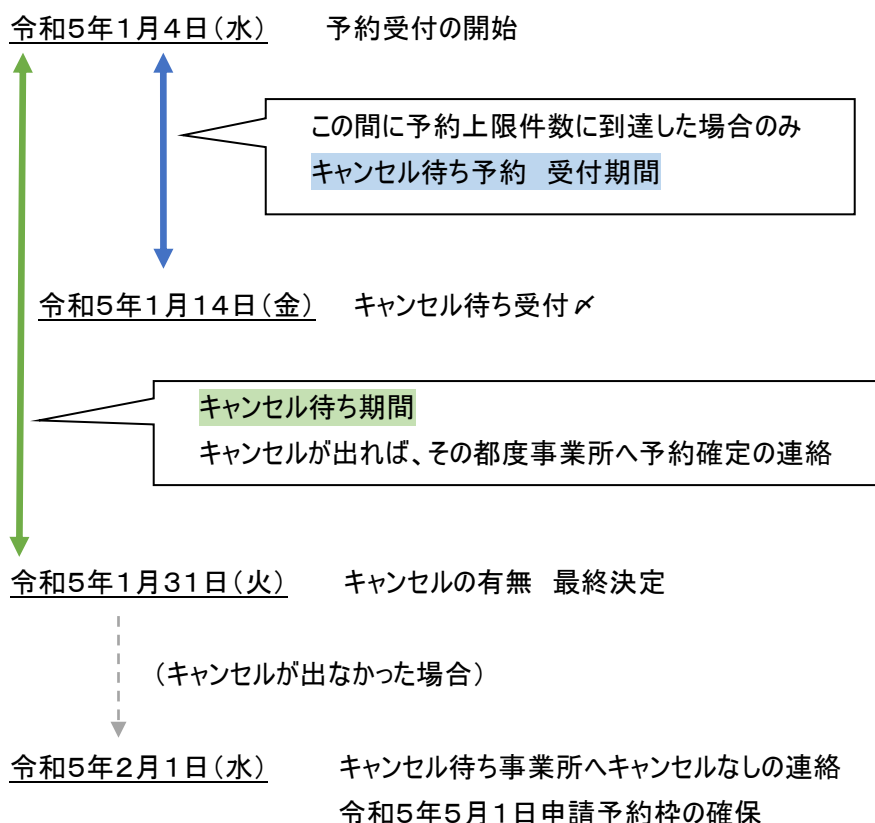
(2) 予約から指定までの流れ

順	実施項目	時期	説明
1	事前予約	事業開始3か月前～前々月15日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・電話または窓口来庁にてご予約下さい。 ・事業開始時期、法人名、申請サービス等をお伺いします。
2	申請準備 ↓ 申請書類の作成	申請書類提出日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請に必要な手続き、人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成などの事前準備を行ってください。 ・準備に関するご相談は随時お受けしています。書類作成時は記入例を参考にしてください。 ・申請書類は豊中市ホームページからダウンロードしてお使いください。 → 居宅サービス関連の書式 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp) → 総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp)
3	申請書類の提出(郵送)	事業開始前々月20日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・提出方法は郵送です。(締切日必着) ・書類は『申請に必要な書類チェックリスト』でご確認のうえ、すべて揃えてご提出ください。提出時に不足書類がある場合は受付できません。 ・提出締切日時点で不足書類がある場合、締切日から3営業日以内でのみ再受付いたします。すべてお揃えの上再提出してください。 ・再受付に書類が間に合わない場合、当月の予約は取り消しとなります。必要書類がすべて整った段階で、次月以降の申請予約を取り直してください。 ・ご提出いただいた書類は原則お返しできません。申請者控えとして、申請書類一式の写し(データでも可)を保管してください。
4	審査・補正	事業開始前々月21日～前月10日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・市が書類を審査し、申請内容が指定基準等に合致しているかを確認します。 ・書類に不備があった場合はご連絡し、不備の内容に応じて窓口、電話、メール等で補正のご対応を依頼します。 ・期間内に補正が完了しない場合、申請書類を受理できない可能性がありますので、補正には速やかにご対応ください。 ・補正がない場合でも状況によりご来庁をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
	手数料納付書お渡し		<ul style="list-style-type: none"> ・手数料が必要なサービスについては、書類をご提出いただいた後に納付書を発行し、原則郵送でお渡しします。 ・納期限(翌月10日頃)までに、納付書裏面に記載の金融機関本支店にて手数料を納めてください(豊中市役所内の金融機関窓口でも納めていただけます)。 ・手数料の納付時に返却される領収済証の写しを、補正期間内に長寿社会政策課までご提出ください。
5	指定書交付	事業開始前月20日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・指定書、指定時研修資料、その他参考資料を郵送します。 ・指定時研修資料を確認し、事業運営に必要な情報を事業所内で周知してください。
6	事業開始(指定日)	事業開始月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、1日付で指定します。 ・指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。

(3) キャンセル待ちのルール

- 予約受付期間の初日から同月15日（15日が休日の場合、直前の営業日）の間に予約件数が上限に達した場合、同期間中のみキャンセル待ち予約の受付を行います。
（※16日以降に予約満了となった場合、キャンセル待ち予約及びキャンセル待ちは発生しません。次月予約を案内させていただきます。）
- キャンセル待ち予約の受付枠は、2事業者又は2サービス（介護予防サービス、総合事業サービスは除く）までです。受付枠が上限に達した場合、キャンセル待ち予約の受付期間内であっても次月以降の予約を案内させていただきます。
- キャンセル待ち期間は、予約受付期間初日から同月末日（末日が休日の場合、直前の営業日）までの間となります。
- 期間中にキャンセルが出れば、その都度事業所へ予約確定のご連絡をさせていただきます。予約確定時は、[6. \(1\) スケジュール](#)のとおり書類をご提出いただきますので、遅滞なく、不足なくご提出いただけるようご準備をお願いします。
- 期間中にキャンセルが出なければ、翌月の市役所営業初日にその旨をご連絡し、次月の予約を優先的に確保させていただきます。

(例) 令和5年4月1日指定申請でキャンセル待ちをする場合のスケジュール



7. 通所介護等事業者の事前協議スケジュール等について

(1) スケジュール

- 事前協議のスケジュールは下表のとおりです。(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)
- 事前協議を行うには予約が必要です。予約受付期間中に、「通所介護・総合事業通所型サービス事業事前協議受付表」をメールまたは FAX で長寿社会政策課宛に送付してください。
- 下表「事前協議(初回協議日)」の期間内で、初回協議の希望日を選択してください。なお、初回協議日以降は、下表の期間に関係なく事前協議を継続することができます。
- 事前協議終了後に新規申請の予約が可能となりますので、日程に余裕をもって事前協議を開始してください。なお、事前協議の進捗状況によっては、ご予約の事業開始時期を変更いただく可能性がありますのでご了承ください。
- 下記に示す事前協議のスケジュールについては、予告なく変更となる場合があります。
- 予約受付期間内であっても、受付件数が上限に達した場合は予約を締め切ることがあります。

事前協議(初回協議日)	事前協議予約 受付期間
令和5年4月12日～令和5年4月19日	令和5年1月5日～令和5年4月5日
令和5年5月12日～令和5年5月19日	令和5年2月6日～令和5年5月6日
令和5年6月12日～令和5年6月19日	令和5年3月6日～令和5年6月6日
令和5年7月12日～令和5年7月19日	令和5年4月5日～令和5年7月5日
令和5年8月12日～令和5年8月18日	令和5年5月6日～令和5年8月7日
令和5年9月12日～令和5年9月16日	令和5年6月5日～令和5年9月5日
令和5年10月12日～令和5年10月19日	令和5年7月6日～令和5年10月5日
令和5年11月13日～令和5年11月18日	令和5年8月7日～令和5年11月6日
令和5年12月12日～令和5年12月19日	令和5年9月6日～令和5年12月6日
令和6年1月12日～令和6年1月19日	令和5年10月6日～令和6年1月5日
令和6年2月13日～令和6年2月19日	令和5年11月6日～令和6年2月6日
令和6年3月12日～令和6年3月19日	令和5年12月6日～令和6年3月6日

(2) 事前協議予約から指定までの流れ

順	実施項目	時期	説明
1	事前協議予約	毎月5日頃まで	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会政策課宛に「通所介護・総合事業通所型サービス事業事前協議受付表」をメールまたは FAX で送付してください。 ・受付表の「事前協議希望日時」欄には、7.(1)「事前協議(初回協議日)」の期間内で、希望日時を記載してください。 ・受付表を受領した後、当課より日程調整のご連絡をし、初回協議日を確定させます。
2	建築部局及び消防部局への相談	予約後～初回協議日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・当課との初回協議日までに、建築部局及び消防部局へ各種法令等への適合状況などを相談・確認してください。 ・必ず事前に予約を取ってから、各部局へ相談に伺ってください。 ・確認した内容は当課の協議様式へご記入ください。
3	事前協議	(初回協議) 毎月12日～19日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議に必要な書類をお揃えのうえ、ご来庁ください。必要書類は豊中市ホームページからダウンロードしてお使いください。 →通所介護 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp) ・初回協議日以降は、左記期間にかかわらず事前協議を継続して行うことができます。 ・事前協議終了後に、建物の建築・改修及び新規申請の予約を行ってください。
4	建物の建築・改修		<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定申請書類の提出日までに工事を完了させてください。 ・事前協議終了後に建築図面を変更することは認められません。やむを得ず変更が生じる場合は、必ず工事前にご連絡ください。
5	指定申請の事前予約	事業開始前々月の15日頃まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議終了後に予約してください。 ・詳細は6.(1)スケジュールを参照。
6	申請書類の提出(郵送)	事業開始前々月20日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の建築・改修が完了している必要があります。 ・老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」を併せてご提出いただきます。 ・その他、6.(2)予約から指定までの流れと同じ。
7	審査・補正等	事業開始前々月21日～前月10日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・6.(2)予約から指定までの流れと同じ。
8	現地確認	事業開始前月15日～19日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が事業所を訪問し、設備などの確認を行います。 ※「簡易な申請」のみの場合、現地確認は行いません。 ※市外事業所の総合事業の申請では、現地確認は行いません。
9	指定書交付	事業開始前月20日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・6.(2)予約から指定までの流れと同じ。
10	事業開始(指定日)	事業開始月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・6.(2)予約から指定までの流れと同じ。

<担当窓口・お問い合わせ先>

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

電話:06-6858-2838 FAX:06-6858-3146

メール:chouju@city.toyonaka.osaka.jp